



2026年4月27日

各 位

会社名： 日東電工株式会社
(コード番号 6988 東証プライム)
代表者名： 取締役社長 赤木 達哉
問合せ先： 取締役 経理財務本部長
伊勢山 恭弘
電話番号： 06-7632-2101(代表)

業績連動型譲渡制限付株式報酬制度導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、業績連動型譲渡制限付株式報酬制度(以下、「本制度」といいます)の導入を決議し、本制度に関する議案(以下「本議案」といいます)を2026年6月19日開催予定の当社第161回定時株主総会に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の目的

当社を取り巻く経営環境は引き続き変化が大きく、新中期経営計画の遂行にあたり、取締役に求められる役割・責任は一層高度化・多様化しており、将来の競争力を確保するためには、優秀な人財(Nitto Person)の確保およびリテンションを着実に進める必要がある。このような認識のもと、中長期業績に対するインセンティブの拡大や取締役と株主との価値共有のさらなる強化を目的として、取締役報酬のうち株式報酬比率を高めることを目的とする。

2. 本制度の概要

取締役会があらかじめ定める業績評価期間における業績目標の達成度合いに応じて、対象取締役に対して業績評価期間終了後に、業績連動型譲渡制限付株式報酬を付与するために金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込みさせることで、対象取締役に当社が発行または処分する当社の(譲渡制限付)普通株式(退任時解除型)を割り当てる。

なお、本議案の承認を条件に、現行の株式報酬制度である①中期的業績連動報酬(業績連動型株式報酬。2018年6月22日開催当社第153回定時株主総会決議)については業績評価期間2025年4月1日～2028年3月31日分(2025年6月20日当社取締役会決議分)、②中長期的業績連動報酬(譲渡制限付株式報酬)。

2018年6月22日開催当社第153回定時株主総会決議)は2025年7月支給分(2025年6月20日当社取締役会決議分)を最終として廃止する。

3. 対象取締役

社外取締役を除く取締役

4. 本制度に係る支給上限金額および株数

対象取締役に割り当てる譲渡制限付株式の総数100万株を各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とし、譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額の年額を100万株に支給時株価を乗じた金額以内とする。

5. その他

- ・本制度は、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。
- ・(ご参考)本制度は執行役員にも適用予定である。

以上